

[資料] 毒物

毒物及び劇物取締法

別表第 1

- 1 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 E P N)
- 2 黄燐
- 3 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
- 4 オクタメチルピロホスホルアミド (別名 シュラーダン)
- 5 クラーレ
- 6 4 アルキル鉛
- 7 7 シアン化水素
- 8 シアン化ナトリウム
- 9 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名 パラチオン)
- 10 ジニトロクレゾール
- 11 2・4 - ジニトロ - 6 - (1 - メチルプロピル) - フェノール
- 12 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名 メチルジメトン)
- 13 ジメチル - (ジエチルアミド - 1 - クロルクロトニル) - ホスフェイト
- 14 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名 メチルパラチオン)
- 15 水銀
- 16 セレン
- 17 チオセミカルバジド
- 18 テトラエチルピロホスフェイト (別名 T E P P)
- 19 ニコチン
- 20 ニツケルカルボニル
- 21 砒素
- 22 弗化水素
- 23 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン (別名 エンドリン)
- 24 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
- 25 モノフルオール酢酸
- 26 モノフルオール酢産アミド
- 27 硫化燐
- 28 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの